

平成22年10月7日

東京都特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏 及び西多摩交通圏における地域計画の推進について

東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会
東京都北多摩交通圏タクシー特定地域協議会
東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会
東京都西多摩交通圏タクシー特定地域協議会
会長 神谷俊広

標記4交通圏における協議会は、平成22年9月21日、東京都特別区・武三交通圏では第5回目、多摩地区3交通圏については第4回目となる協議会を開催した。

今回の協議会は、地域計画策定後の進捗状況をフォローアップするものであり、地域計画の具体化を図りタクシー事業の適正化、活性化を実現するための特定事業計画、特に事業再構築の進捗状況等の報告があり、中間レビューを行った。各委員による活発な議論、検討の結果、事業再構築をさらに進め、確実に適正化を図っていくため地域協議会として対外的に統一したメッセージを出すこととなり、今般、本日付けで次のとおりメッセージを発出することとなりましたのでお知らせします。

特定地域協議会地域計画の実施状況の評価と地域計画完遂に向けたメッセージ

協議会として、これまでのところ、各交通圏における減休車の取組はタクシー市場を歪めることはなく、利用者利便を阻害している等の事実は認められなかった。また、労働条件の改善に関しては、地域計画の効果が十分に発現しているとは認められないが、改善の兆しがあり、今後の効果発現が期待される。

一方、減休車の取組についての報告があったが、特別区・武三交通圏では、現在認定を受けた減休車が各社の努力によって全てが実行されても、基準車両数からの減休車率は17.3%に留まる状況にある。地域計画では約20%～30%の減休車が必要であるとしており、減休車への取組は全体として不十分であると評価せざるを得ない。

協議会としては地域計画の実効性を確保するため、各事業者は地域計画に記載された適正と考えられる車両数を尊重し、総体として公平性について十分に配慮しながら減休車の取組を進めていくことが重要であるとする。行政、業界等関係者もこのメッセージを尊重して、積極的により一層取り組みを推進すべきである。

東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会事務局
東京都北多摩交通圏タクシー特定地域協議会事務局
東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会事務局
東京都西多摩交通圏タクシー特定地域協議会事務局

○社団法人 東京乗用旅客自動車協会 専務理事 藤崎幸郎

電話番号：03-3264-8080

○関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官 五十嵐康夫

電話番号：03-3458-9233